

Ending Note

作成： 年 月 日

Rev.

この宣言書は、私の精神が健全な状態にある時に書いたものであります。従って、私の精神が健全な状態にある時に私自身が破棄するか、または撤回する旨の文章を作成しない限り有効であります。

記

私は、私の傷病が不治であり、かつ死が迫っている場合に備えて、私の家族、縁者ならびに私の医療に携わっている方々に、以下の要望を宣言致します。

・私の傷病が現在の医学では不治の状態であり、既に死期が迫っていると診断された場合には、徒に死期を引きのばすための延命措置は一切おことわりいたします。実行を禁止する延命措置の具体例については、別紙を参照してください。

・但しこの場合、私の苦痛を和らげる処置は最大限実施して下さい。そのため、たとえば麻薬などの副作用で死ぬ時期が早まったとしても、一向にかまいません。

・私が数ヶ月以上に涉って、いわゆる植物状態に陥った時は、一切の生命維持処置をとりやめて下さい。なお、ここで記載した数ヶ月とは、三ヶ月を超えないものとします。

平成 年 月 日

住所

氏名

実印

— 以上 —

【別紙】

以下の延命措置の実行を禁じます。

- ① 昇圧剤や強心剤の使用を禁じます。
- ② 補助循環装置(人工心臓)の使用を禁じます。
- ③ ペースメーカーの使用を禁じます。
- ④ AED(自動体外式除細動器)の使用を禁じます
- ⑤ 心臓マッサージの実行を禁じます。
- ⑥ 気管切開の実行を禁じます。
- ⑦ 気管内挿管(気道確保)の実行を禁じます。
- ⑧ 人工呼吸器の装着を禁じます。
- ⑨ 中心静脈栄養の実行を禁じます。
- ⑩ 経鼻栄養の実行を禁じます。
- ⑪ 胃ろうの実行を禁じます。
- ⑫ 人工透析の実行を禁じます。